

神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例

平成19年2月28日

条例第12号

(目的)

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第18条の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合に神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）の長を、委員として組織する。

2 協議会は、広域連合の運営等に関して調査審議を行うため、市町村の実務担当者をもって組織する幹事会を置くことができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、会長は広域連合の長を兼ねることはできない。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の任期)

第4条 会長及び副会長の任期は2年とする。

2 会長及び副会長が、市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(委任)

第5条 この条例の施行等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後の最初の会長及び副会長の任期は平成21年3月31日までとする。